

# 岐阜県公報

第二千四百一号  
平成二十四年十二月四日

(火曜日)

## 目次

### 告示

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(地域福祉国保課) 七七七<sup>ページ</sup>

指定介護機関の休止の届出

(同) 七八一

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 七八二

道路の区域変更

(道路維持課) 七八三

道路の供用開始

(同) 七八三

### 公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 七八三

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 七八四

特定非営利活動法人の合併認証申請

(同) 七八五

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課) 七八六

公共測量の実施

(用地課) 七八六

運転免許取得者教育機関の認定

(運転免許課) 七八七

## 告示

岐阜県告示第五百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇





株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二九	居宅介護支援事業	ニチイケアセンター高山	高山市花岡町二五五九 飛騨ビル四階	同
社会福祉法人 愛燦会	愛知県津島市江西町一三一	短期入所生活介護	長寿の里・海津 ショートステイ	海津市南濃町境字石割七〇一	同
社会福祉法人 愛燦会	愛知県津島市江西町一三一	介護予防短期入所生活介護	長寿の里・海津 ショートステイ	海津市南濃町境字石割七〇一	同
社会福祉法人 愛燦会	愛知県津島市江西町一三一	通所介護	デイサービス いろは	海津市南濃町境字石割七〇一	同
社会福祉法人 愛燦会	愛知県津島市江西町一三一	介護予防通所介護	デイサービス いろは	海津市南濃町境字石割七〇一	同
社会福祉法人 愛燦会	愛知県津島市江西町一三一	居宅療養管理指導	平成調剤薬局 はーと笠松店	羽島郡笠松町北及一六七二一	同
有限会社平成介護福祉センター	羽島郡笠松町北及一六七二一	介護予防居宅療養管理指導	平成調剤薬局 はーと笠松店	羽島郡笠松町北及一六七二一	同
有限会社平成介護福祉センター	羽島郡笠松町北及一六七二一	居宅介護支援事業	ケアステーションたから	多治見市宝町八三五	同
宝慈苑株式会社	多治見市宝町八三五	居宅介護支援事業	ケアステーションたから	多治見市宝町八三五	同
堀尾順	多治見市小泉町三二	通所介護	カオ・オー・ト・ロ	多治見市京町二一八	同
堀尾順	多治見市小泉町三二	介護予防通所介護	カオ・オー・ト・ロ	多治見市京町二一八	同
有限会社ナガヤ時計店	瑞浪市寺河戸町一八四二	訪問介護	ナガヤ ヘルパーステーシヨン	瑞浪市寺河戸町一八四二	同
有限会社ナガヤ時計店	瑞浪市寺河戸町一八四二	訪問介護	ナガヤ ヘルパーステーシヨン	瑞浪市寺河戸町一八四二	同
株式会社総合福祉ひまわり	多治見市市之倉町一三八三	介護予防小規模多機能型居宅介護	市之倉ひまわり小規模多機能事業所	多治見市市之倉町一三八三	同
株式会社総合福祉ひまわり	多治見市市之倉町一三八三	介護予防小規模多機能型居宅介護	市之倉ひまわり小規模多機能事業所	多治見市市之倉町一三八三	同
株式会社総合福祉ひまわり	多治見市市之倉町一三八三	介護予防小規模多機能型居宅介護	市之倉ひまわり小規模多機能事業所	多治見市市之倉町一三八三	同
有限会社 粹々	可児市川合七六〇	通所介護	デイサービスセンター 粹	可児市川合七六〇	同

有限会社 粋々	可児市川合七六〇	介護予防 通所介護	デイサービスセンター 粋	可児市川合七六〇	同
社会福祉法人 サンライフ	愛知県名古屋市長区葵 三二二五二二三	小規模多 機能型居 宅介護	ジョイフル新那加	各務原市新那加町 二八二二	同
社会福祉法人 サンライフ	愛知県名古屋市長区葵 三二二五二二三	介護予防 小規模多 機能型居 宅介護	ジョイフル新那加	各務原市新那加町 二八二二	同
社会福祉法人 和光会	岐阜市寺田七 九五	通所介護	G star本巢	本巢市三橋鶴舞九八	同
社会福祉法人 和光会	岐阜市寺田七 九五	通所介護	G star本巢	本巢市三橋鶴舞九八	同
岐阜県厚生農業協同組合連 合会	岐阜市宇佐南四 一三	訪問リハ ビリテー ション	岐阜県厚生農業共同組合連 合会 久美愛厚生病院	高山市中切町一 一	同
岐阜県厚生農業協同組合連 合会	岐阜市宇佐南四 一三	訪問リハ ビリテー ション	岐阜県厚生農業共同組合連 合会 久美愛厚生病院	高山市中切町一 一	同
岐阜県厚生農業協同組合連 合会	岐阜市宇佐南四 一三	訪問リハ ビリテー ション	岐阜県厚生農業共同組合連 合会 久美愛厚生病院	高山市中切町一 一	同
医療法人社団 志千会	美濃加茂市森山町二 三三二一	介護予防 居宅療養 管理指導	医療法人社団 志千会 毛齒科クリニック	美濃加茂市森山町二 三三二一	同
医療法人社団 志千会	美濃加茂市森山町二 三三二一	介護予防 居宅療養 管理指導	医療法人社団 志千会 毛齒科クリニック	美濃加茂市森山町二 三三二一	同
医療法人社団 志千会	美濃加茂市森山町二 三三二一	介護予防 居宅療養 管理指導	医療法人社団 志千会 毛齒科クリニック	美濃加茂市森山町二 三三二一	同

岐阜県告示第五百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるもの

とされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年十二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	休止年月日
株式会社新生メディカル	岐阜市宇佐南四二〇一四	訪問看護	新生メディカル訪問看護ステーション	高山市岡本町二一八	平成二四・四・一
株式会社新生メディカル	岐阜市宇佐南四二〇一四	介護予防訪問看護	新生メディカル訪問看護ステーション	高山市岡本町二一八	同
有限会社瑠泉会太陽	多治見市幸町四四一五	訪問介護	瑠泉会太陽訪問介護事業所	多治見市幸町四四一五	平成二四・四・五
有限会社瑠泉会太陽	多治見市幸町四四一五	居宅介護支援事業	瑠泉会太陽指定居宅介護支援事業所	多治見市幸町四四一五	同

岐阜県告示第五百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名称

称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。  
平成二十四年十二月四日  
岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
合資会社ケア・ワークス岐阜	大垣市池尻町七六九	居宅介護支援事業	介護支援センターけあ・わくす大垣	旧 大垣市池尻町七六九	平成二四・三・二三
新 ヘルパーステーション ラベンダー	各務原市緑苑中三四	介護予防訪問介護	医療法人社団 村井医院	各務原市緑苑中二九九	平成二四・五・一
旧 デイサービスセンター ラベンダー	新 高山市中切町一	訪問看護	岐阜県厚生農業協同組合連合会	岐阜市宇佐南四一三	同
ひだ訪問看護ステーション	旧 高山市西之一色町三六四七二四	訪問看護	岐阜県厚生農業協同組合連合会	岐阜市宇佐南四一三	同

ひだ訪問看護ステーション

新 高山市中切町一  
一 高山市西之一色町  
三 六四七二四

介護予防  
訪問看護

岐阜県厚生農業協同組合連

岐阜市宇佐南四 一三 同

岐阜県告示第五百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年十二月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
高 谷 山 線	飛驒市古川町中野字出付 一〇三一番地先から 同 市同 字同 一〇三三番地先まで	後 前	ル（メ） ー ト	六・一 九・四	九六・二	
			ル（メ） ー ト	ハ・ 二・六	九六・二	

岐阜県告示第五百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年十二月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長	供用開始の期日	区域の変更又は決定の告示年月日	備考
大 岐 野 卓 線	岐阜市大字折立字屋敷一四六番地先から 同 市大字同 字北浦二三八番地先まで		ル（メ） ー ト	平成 二四・一・ 四	平成 二四・一・ 三	

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年十一月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ギフから世界をデザインする
- 三 代 表 者 の 氏 名 大西 松美
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市加納高柳町四丁目九番一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、個人、団体、大学及び企業が行う社会貢献活動又は経済活動を支援及び促進し、市民、企業及び

行政が相互に参加し、協力するまちづくりをサポートすることで、協働型社会づくりを促進することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年十一月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人郡上つくし会
- 三 代表者の氏名 牧野 正義
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市白鳥町二日町二二四番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、精神障害者に対して軽生産作業や生活適応訓練活動の場を提供することを通じて、対人関係や生活習慣を整え、地域社会への参加支援に関する事業を行い、就労復帰などの社会的自立に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年十一月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふスローライフ市民フォーラム

三代表者の氏名 丹羽 悟  
四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市打越四九二番地四  
五 定款に記載された目的 この法人は、人々の価値観や生き方に対して20世紀型の効率性・機能性のみ追求するライフスタイルから自然や歴史・伝統・食・農文化・地域の環境など「ほんもの」を再評価し、スローリズムで、人々が健康で安心して心豊かな生活が営めるための市民との協働や実践活動によるスローライフに関する事業を行い、スピードライフと共生できる21世紀型の地域社会を構築し、「経済至上主義」から取り残された農業を安全で環境や人にやさしい農法を確立し、農業後継者の育成と定年退職者や元気な高齢者などの雇用、二ト・障害者や社会的な弱者などの自立支援などで、地域の活性化にも寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年十一月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あんきや
- 三 代表者の氏名 蒲池 龍之助
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市江名子町五四一番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者や高齢者などが、快適な生活と社会参加を実現するため、人と人とが生命や心のふれあいを大切にしお互い支えあう事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とします。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十四年十月十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人思い出の絵本展

三 代表者の氏名 長瀬 守

四 主たる事務所の所在地 岐阜県飛騨市古川町向町三丁目八番一号

五 定款に記載された目的 この法人は、飛騨地域の子ども達に対して、本を読む楽しさを伝え、たくさんの本に出会うことで親子のふれあいを深めるための支援に関する事業を行い、絵本を手がかりに温かい人間関係、ぬくもりのある子育てを支援すること子ども達の健全な育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十四年十一月一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人結いネット

三 代表者の氏名 辻 哲夫

四 主たる事務所の所在地 岐阜県飛騨市古川町式之町二番一三号

五 定款に記載された目的 この法人は、飛騨地域の自然と共生する環境に関心を持つ全ての人に対して、地域の自然や文化への理解を深め、次世代に繋がる自然環境を健全に守り育てるための情報の作成、分析、発信し、県内外の人や組織と情報の交換をして交流を図ると共に、環境振興活動を高め、地域の資源の活用・開発・販売支援を行う。また、エコツーリズムの推進等、観光や雇用、福祉や文化・教育課題によるまちづくり事業を通して、活力ある魅力的な地域社会づくりと、環境保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十四年十月十二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人かがやき

三 代表者の氏名 中川 智文

四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市御厩野二九四四番地一八四

五 定款に記載された目的 この法人は、障害のある人々とその家族が住みなれた地域で安心して生活を営むことができるよう、ケアホーム・グループホームの設置・運営を行うとともに、豊かな社会生活を送るために必要な支援を行い、関係諸団体と連携し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の合併認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第三十四条第五項において準用する同

法第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の合併認証の申請があったので、同法第三十四条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年十一月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふ難聴者協会
- 三 代表者の氏名 玉木 雅勝
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市黒野一九六番地八
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県内の中途失聴者・難聴者（以下「難聴者等」という。）を含めた人々に対して、難聴者等

に関する諸事業を実施することにより、難聴者等に関する社会の理解を促進させ、それにより難聴者等の人権の擁護を図ると共に、社会的地位の向上、福祉の増進及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年十二月四日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 建物の名称及び所在地  
（仮称）マックスバリュ岐阜元町店  
岐阜市元町一丁目一〇番一 外
- 二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年十二月四日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 建物の名称及び所在地  
パロ―茜部店・中部薬品茜部薬局  
岐阜市茜部本郷一丁目七八番 外
- 二 意見の概要  
意見なし（届出事項 変更）

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関  
各務原市
- 二 作業種類  
公共測量（各務原市 公共基準点の設置）
- 三 作業期間

平成二十四年十一月一日から  
同 年十二月十四日まで  
四 作業地域  
各務原市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により瑞浪市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
瑞浪市
- 二 作業種類  
公共測量（瑞浪市道路台帳修正業務）
- 三 作業期間  
平成二十四年十月二十一日から  
同 年十二月二十一日まで
- 四 作業地域  
瑞浪市

運転免許取得者教育機関の認定

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第一項の規定により次の者を教育機関に認定したので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月四日

岐阜県公安委員会

委員長 石 井 成 一

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	運輸免許取得者教育に使用する施設 の名称及び所在地	運輸免許取得者教育の課程の区分及び名称	認定をした年月日
(名称) 株式会社日新 (住所) 高山市松本町一四八〇番地の一 (代表者の氏名) 清水 幸平	(名称) 飛騨自動車学校 (所在地) 高山市松本町一四八〇番地の一	(区分) 運輸免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第四条第一号の表三の項及び四の項に掲げる課程 (名称) 高齢者安全運転教育	平成二十四年十月二十六日

平成二十四年十二月四日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社